

日 薬 情 発 第 184 号
令 和 5 年 1 月 25 日

都道府県薬剤師会担当役員殿

日本薬剤師会
担当副会長 川上 純一

かぜ薬等の添付文書等に記載する使用上の注意の一部改正について

平素より、本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
標記について、厚生労働省医薬・生活衛生局医薬安全対策課及び同局医薬安全対策
課より、別添のとおり事務連絡がありましたのでお知らせいたします。
会務ご多用のところ恐縮ながら、貴会会員にご周知下さるようお願い申し上げます。

事務連絡
令和5年1月17日

13

公益社団法人日本薬剤師会 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬安全対策課

かぜ薬等の添付文書等に記載する使用上の注意の一部改正について

標記について、別添のとおり各都道府県衛生主管部（局）長あてに通知しましたので、貴会会員に対して周知いただきますよう御協力をお願いします。

薬生薬審発 0117 第 4 号
薬生安発 0117 第 3 号
令和 5 年 1 月 17 日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課長
(公 印 省 略)

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬安全対策課長
(公 印 省 略)

かぜ薬等の添付文書等に記載する使用上の注意の一部改正について

一般用医薬品のうち、かぜ薬等の添付文書等に記載する使用上の注意については、平成 23 年 10 月 14 日付け薬食安発 1014 第 4 号・薬食審査発 1014 第 5 号厚生労働省医薬食品局安全対策課長・審査管理課長連名通知により示し、その後、「かぜ薬等の添付文書等に記載する使用上の注意の一部改正について」（令和 3 年 6 月 16 日付け薬生薬審発 0616 第 13 号・薬生安発 0616 第 1 号厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課長・医薬安全対策課長連名通知）等により一部改正していましたが、この度、下記のとおり一部改正し、別紙のとおりとしましたので、貴管下関係業者等に対し周知徹底をお願いします。

記

1. 改正の趣旨

「「使用上の注意」の改訂について」（令和 5 年 1 月 17 日付け薬生発 0117 第 1 号厚生労働省医薬・生活衛生局医薬安全対策課長通知、以下「課長通知」という。）」に基づき、アセトアミノフェンの使用上の注意の改正を行うものであること

2. 改正内容

アセトアミノフェンを含有する製剤に関する使用上の注意を記載することとし、その他所要の見直しを行った。

3. 適用時期等

今後作成する添付文書等については原則として本通知の改正事項を記載すること。また、既に作成されている添付文書等については令和 8 年 6 月末日までに改めること。なお、アセトアミノフェンを含有する製剤については、課長通知に基づき、上記期限までのできるだけ早い時期に添付文書を改訂すること。

I. 製造販売承認基準の制定されている16薬剤群の使用上の注意

1. かぜ薬
I. かぜ薬（生薬のみからなる製剤を除く）

改訂後		改訂前 (傍線部分は改正部分)	
【添付文書等に記載すべき事項】		【添付文書等に記載すべき事項】	
してはいけないこと	してはいけないこと	してはいけないこと	してはいけないこと
(守らないと現在の症状が悪化したり、副作用・事故が起こりやすくなる)	(守らないと現在の症状が悪化したり、副作用・事故が起こりやすくなる)	(守らないと現在の症状が悪化したり、副作用・事故が起こりやすくなる)	(守らないと現在の症状が悪化したり、副作用・事故が起こりやすくなる)
1. • 2. (略)	1. • 2. (略)	1. • 2. (略)	1. • 2. (略)
3. 服用後、乗物又は機械類の運転操作をしないこと (眠気等があらわれることがある。) ¹⁾	3. 服用後、乗物又は機械類の運転操作をしないこと (眠気等があらわれることがある。) ¹⁾	3. 服用後、乗物又は機械類の運転操作をしないこと (眠気や目のかすみ、異常なまぶしさ等の症状があらわれることがある。) ^{1), 2)}	3. 服用後、乗物又は機械類の運転操作をしないこと (眠気や目のかすみ、異常なまぶしさ等の症状があらわれることがある。) ^{1), 2)}
[¹⁾ は、抗ヒスタミン剤、コデインリン酸塩水和物、ジヒドロコデインリン酸塩又はデキストロメトルファン臭化水素酸塩水和物を含有し、ベラドンナ総アルカロイド又はヨウ化イソプロパミドを含有しない製剤に、	[¹⁾ は、抗ヒスタミン剤、コデインリン酸塩水和物、ジヒドロコデインリン酸塩又はデキストロメトルファン臭化水素酸塩水和物を含有し、ベラドンナ総アルカロイド又はヨウ化イソプロパミドを含有する製剤に記載すること。]	[¹⁾ は、抗ヒスタミン剤、コデインリン酸塩水和物又はジヒドロコデインリン酸塩を含有し、ベラドンナ総アルカロイド又はヨウ化イソプロパミドを含有する製剤に記載すること。]	[¹⁾ は、抗ヒスタミン剤、コデインリン酸塩水和物又はジヒドロコデインリン酸塩を含有し、ベラドンナ総アルカロイド又はヨウ化イソプロパミドを含有する製剤に記載すること。]
4. ~6' . (略)	4. ~6' . (略)	4. ~6' . (略)	4. ~6' . (略)
相談すること	相談すること	相談すること	相談すること
1. (略)	1. (略)	1. (略)	1. (略)
2. 服用後、次の症状があらわれた場合は副作用の可能性があるので、直ちに服用を中止し、この文書を持って医師、薬剤師又は登録販売者に相談すること	2. 服用後、次の症状があらわれた場合は副作用の可能性があるので、直ちに服用を中止し、この文書を持って医師、薬剤師又は登録販売者に相談すること	2. 服用後、次の症状があらわれた場合は副作用の可能性があるので、直ちに服用を中止し、この文書を持って医師、薬剤師又は登録販売者に相談すること	2. 服用後、次の症状があらわれた場合は副作用の可能性があるので、直ちに服用を中止し、この文書を持って医師、薬剤師又は登録販売者に相談すること
関係部位 (略)	関係部位 (略)	関係部位 (略)	関係部位 (略)
症 状 (略)	症 状 (略)	症 状 (略)	症 状 (略)

[¹⁾ は、アスピリン又はアスピリントン又はアスピリントンアルミニウムを含有する製剤に、

2) は、イプロフェンを含有する製剤に、	2) は、イプロフェンを含有する製剤に、
3) は、デキストロメトルファン臭化水素酸塩水和物又はデキストロメトルファン・フェノールフタリン塩を含有する製剤に、	3) は、デキストロメトルファン臭化水素酸塩水和物又はデキストロメトルファン・フェノールフタリン塩を含有する製剤に、
4) は、抗ヒスタミン剤を含有する製剤に、	4) は、抗ヒスタミン剤を含有する製剤に、
5) は、小柴胡湯又は柴胡桂枝湯を含有する製剤に、	5) は、小柴胡湯又は柴胡桂枝湯を含有する製剤に、
6) は、アスピリン、アスピリンアルミニウム、イプロフェン、イソプロピルアンチピリン、エテンザミド又はアセトアミノフェンを含有する製剤に、	6) は、アスピリン、アスピリンアルミニウム、イプロフェン、イソプロピルアンチピリン、エテンザミド、サリチラミド、アセトアミノフェンを含有する製剤に、
7) は、クレマスチンフル酸塩を含有する製剤に、	7) は、クレマスチンフル酸塩を含有する製剤に、
8) は、ペラドンナ総アルカリド又はヨウ化イソプロパミドを含有する製剤に、	8) は、ペラドンナ総アルカリド又はヨウ化イソプロパミドを含有する製剤に、
ただし、「青あざができる、鼻血、歯ぐきの出血、出血が止まりにくい、出 bleed」については、「相談すること」の2.に「血小板減少」を記載した製剤にあつては記載しない。】	ただし、「青あざができる、鼻血、歯ぐきの出血、出血が止まりにくい、出 bleed」については、「相談すること」の2.に「血小板減少」を記載した製剤にあつては記載しない。】
まれに下記の重篤な症状が起ることがある。その場合は直ちに医師の診療を受けること。	まれに下記の重篤な症状が起ることがある。その場合は直ちに医師の診療を受けること。
症状の名称 (略)	症 状 (略)
皮膚粘膜眼症候群(スティーブンス・ジョンソン症候群)、中毒性表皮壊死融解症、急性汎発性蕁瘍症 ¹⁾	皮膚粘膜眼症候群(スティーブンス・ジョンソン症候群)、中毒性表皮壊死融解症、急性汎発性蕁瘍症 ¹⁾ (略)
薬剤性過敏症候群 ²⁾	皮膚が広い範囲で赤くなる、全身性の発疹、発熱、体がだるい、リンパ節(首、わきの下、股の付け根等)のはれ等があらわれる。 (新設)
肝機能障害 ²⁾ 3) 4) 8) 9)	肝機能障害 ²⁾ 3) 4) 8) 9) (略)
[¹⁾ の「急性汎発性蕁瘍性膿疱症」と、症狀中の「赤くなつた皮膚上に小さなブ	[¹⁾ の「急性汎発性蕁瘍性膿疱症」と、症狀中の「赤くなつた皮膚上に小さなブ

<p>ツブツ（小體丸）が出る、全身がだるい、食欲がない」はアセトアミノフェンを含有する製剤のみに、</p> <p>2) は、アセトアミノフェンを含有する製剤に、</p> <p>3) は、アスピリン、アスピリンアルミニウム、小柴胡湯、柴胡桂枝湯、葛根湯、葛根湯加桔梗、麦門冬湯又は小青竜湯を含有する製剤に、</p> <p>4) は、イブプロフェンを含有する製剤に、</p> <p>5) は、グリチルリチン酸等を1日最大配合量がグリチルリチン酸として40mg以上又は甘草として1g以上（エキス剤については原生葉に換算して1g以上）含有する製剤に、</p> <p>6) は、アスピリン又はアスピリンアルミニウムを含有する製剤に、</p> <p>7) は、dl-(d-)クロルフェニラミンマレイン酸塩を含有する製剤に、</p> <p>8) は、L-カルボシステイン又はクレマスチルマル酸塩を含有する製剤に、</p> <p>9) は、メキタジンを含有する製剤に、</p> <p>10) は、コデインリン酸塩水和物又はジヒドロコデインリン酸塩を含有する製剤に記載すること。]</p>	<p>ツブツ（小體丸）が出る、全身がだるい、食欲がない」はアセトアミノフェンを含有する製剤のみに、</p> <p>2) は、アセトアミノフェンを含有する製剤に、</p> <p>3) は、アスピリン、アスピリンアルミニウム、小柴胡湯、柴胡桂枝湯、葛根湯、葛根湯加桔梗、麦門冬湯又は小青竜湯を含有する製剤に、</p> <p>4) は、イブプロフェンを含有する製剤に、</p> <p>5) は、グリチルリチン酸等を1日最大配合量がグリチルリチン酸として40mg以上又は甘草として1g以上（エキス剤については原生葉に換算して1g以上）含有する製剤に、</p> <p>6) は、アスピリン又はアスピリンアルミニウムを含有する製剤に、</p> <p>7) は、dl-(d-)クロルフェニラミンマレイン酸塩を含有する製剤に、</p> <p>8) は、L-カルボシステイン又はクレマスチルマル酸塩を含有する製剤に、</p> <p>9) は、メキタジンを含有する製剤に、</p> <p>10) は、コデインリン酸塩水和物又はジヒドロコデインリン酸塩を含有する製剤に記載すること。]</p>
<p>3. 服用後、次の症状があらわれることがあるので、このような症状の持続又は増強が見られた場合には、服用を中止し、この文書を持って医師、薬剤師又は登録販売者に相談することと 〔便秘¹⁾ 2)⁴⁾、口のかわき³⁾、眼気¹⁾ 3)⁵⁾、目のかすみ⁴⁾〕</p> <p>〔¹⁾ は、コデインリン酸塩水和物又はジヒドロコデインリン酸塩を含有する製剤に、</p> <p>2) は、イブプロフェンを含有する製剤に、</p> <p>3) は、抗ヒスタミン剤を含有する製剤に、</p> <p>4) は、ペラドンナ総アルカロイド又はヨウ化イソプロパミドを含有する製剤に、</p> <p>5) は、デキストロメトルファン臭化水素酸塩水和物を含有する製剤に記載すること。</p> <p>ただし、「目のかすみ」については、「相談すること」の2.に記載した製剤にあつては記載しない。】</p> <p>4. (略)</p>	<p>3. 服用後、次の症状があらわれることがあるので、このような症状の持続又は増強が見られた場合には、服用を中止し、この文書を持って医師、薬剤師又は登録販売者に相談することと 〔便秘¹⁾ 2)⁴⁾、口のかわき³⁾、眼気¹⁾ 3)⁵⁾、目のかすみ⁴⁾〕</p> <p>〔¹⁾ は、コデインリン酸塩水和物又はジヒドロコデインリン酸塩を含有する製剤に、</p> <p>2) は、イブプロフェンを含有する製剤に、</p> <p>3) は、抗ヒスタミン剤を含有する製剤に、</p> <p>4) は、ペラドンナ総アルカロイド又はヨウ化イソプロパミドを含有する製剤に記載すること。</p> <p>ただし、「目のかすみ」については、「相談すること」の2.に記載した製剤にあつては記載しない。】</p> <p>4. (略)</p>
<p>保管及び取扱い上の注意 (略)</p>	<p>保管及び取扱い上の注意 (略)</p>

2. 解熱鎮痛薬

【添付文書等に記載すべき事項】		改訂後	改訂前	(傍線部分は改正部分)
【添付文書等に記載すべき事項】				
相談すること してはいけないこと	(略)	相談すること してはいけないこと	(略)	
1. 2. 服用後、次の症状があらわれた場合は副作用の可能性があるので、直ちに服用を中止し、この文書を持って医師、薬剤師又は登録販売者に相談すること	(略)	1. 2. 服用後、次の症状があらわれた場合は副作用の可能性があるので、直ちに服用を中止し、この文書を持って医師、薬剤師又は登録販売者に相談すること	(略)	
まことに下記の重篤な症状が起ることがある。その場合は直ちに医師の診療を受けること。		まことに下記の重篤な症状が起ることがある。その場合は直ちに医師の診療を受けること。		
症状の名称	症 状	症 状	症 状	
皮膚粘膜眼症候群 (略)	(略)	皮膚粘膜眼症候群 (略)	(略)	
薬剤性過敏症候群 <u>3)</u>	皮膚が広い範囲で赤くなる、全身性の発疹、発熱、体がだるい、リンパ節(首、わきの下、股の付け根等)の腫れ等があらわれる。	皮膚が広い範囲で赤くなる、全身性の発疹、発熱、死滅解症、急性汎発性発疹性膿疱症 ¹⁾	(新設)	(新設)
肝機能障害 ²⁾ <u>3) 4) 8) 9)</u>	(略)	肝機能障害 ²⁾ <u>3) 4) 8) 9)</u>	(略)	(略)
(略)				[¹⁾ の「急性汎発性発疹性膿疱症」と、症状中の「赤くなつた皮膚上に小さなブツブツ(小膿疱)が出る、全身がだるい、食欲がない」はアセトアミノフェンを含有する製剤のみに、

<p>2) は、アスピリン又はアスピリンアルミニウムを含有する製剤に、 3) は、アセトアミノフェンを含有する製剤に、 4) は、イブプロフェンを含有する製剤に、 5) は、グリチルリチン酸等を1日最大配合量がグリチルリチン酸として400mg以上又は甘草として1g以上(エキス剤については原生薬に換算して1g以上) 含有する製剤に記載すること.]</p> <p>3. • 4. (略)</p>	<p>2) は、アスピリン又はアスピリンアルミニウムを含有する製剤に、 3) は、アセトアミノフェンを含有する製剤に、 4) は、イブプロフェンを含有する製剤に、 5) は、グリチルリチン酸等を1日最大配合量がグリチルリチン酸として400mg以上又は甘草として1g以上(エキス剤については原生薬に換算して1g以上) 含有する製剤に記載すること.]</p> <p>3. • 4. (略)</p>
<p>保管及び取扱い上の注意 (略)</p>	<p>保管及び取扱い上の注意 (略)</p>

3. 鎮咳去痰薬

		改訂後	改訂前	(傍線部分は改正部分)
		(第1類医薬品には「登録販売者」は記載しないこと)	(第1類医薬品には「登録販売者」は記載しないこと)	
		【添付文書等に記載すべき事項】	【添付文書等に記載すべき事項】	
		してはいけないこと (守らないと現在の症状が悪化したり、副作用・事故が起こりやすくなる)	してはいけないこと (守らないと現在の症状が悪化したり、副作用・事故が起こりやすくなる)	
	1.	・ 2. (略)	・ 2. (略)	
	3.	服用後、乗物又は機械類の運転操作をしないこと (眼気等があらわれることがある。) [抗ヒスタミン剤、コデインリン酸塩水和物、ジヒドロコデインリン酸塩、デキストロメトルファン水素酸塩水和物又はフェノールフルタリン酸デキストロメトルファンを含有する製剤に記載すること。]	服用後、乗物又は機械類の運転操作をしないこと (眼気等があらわれることがある。) [抗ヒスタミン剤、コデインリン酸塩水和物又はジヒドロコデインリン酸塩を含有する製剤に記載すること。]	
	4.	～5’、’ (略)	～5’、’ (略)	
		相談すること	相談すること	
	1.	・ 2. (略)	・ 2. (略)	
	3.	服用後、次の症状があらわれることがあるので、このような症状の持続又は増強が見られた場合には、服用を中止し、この文書を持つて医師、薬剤師又は登録販売者に相談すること 便秘 ¹⁾ 、口のかわき ²⁾ 、眼気 ¹⁾ 2) 3) _____	服用後、次の症状があらわれることがあるので、このような症状の持続又は増強が見られた場合には、服用を中止し、この文書を持つて医師、薬剤師又は登録販売者に相談すること 便秘 ¹⁾ 、口のかわき ²⁾ 、眼気 ¹⁾ 2) _____	
		[¹⁾ は、コデインリン酸塩水和物又はジヒドロコデインリン酸塩を含有する製剤に、 ²⁾ は、抗ヒスタミン剤を含有する製剤に、 ³⁾ は、デキストロメトルファン水素酸塩水和物又はフェノールフルタリン酸デキストロメトルファンを含有する製剤に記載すること。]	[¹⁾ は、コデインリン酸塩水和物又はジヒドロコデインリン酸塩を含有する製剤に、 ²⁾ は、抗ヒスタミン剤を含有する製剤に記載すること。]	
	4.	・ 5. (略)	・ 5. (略)	
		保管及び取扱い上の注意 (略)	保管及び取扱い上の注意 (略)	
		【外部の容器又は外部の被包に記載すべき事項】 (略)	【外部の容器又は外部の被包に記載すべき事項】 (略)	